

竹原市立たけのこども園 令和5年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成:園長 福田 明)

令和5年3月14日現在

<b>事業の目的</b>		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう小学校就学前の園児に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことを目的とします。				<b>教育・保育理念 (事業運営方針)</b>		園児の心身ともに健やかな育成のため、教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援事業に取り組み、保護者や地域との信頼関係の構築を図ります。										
<b>教育・保育方針</b>		園児の生きる力を育てるために、乳幼児期に育みたい「人とかかわる力」「考える力」「やりぬく力」「感じる・気付く力」「うごく力」の5つの力をもとにした調和的な成長を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点での教育・保育を重視します。				<b>園の教育・保育目標</b>		夢をもち 心豊かにたくましく生きる子供の育成 (くめざす子供像)げんきな子 やさしい子 がんばる子										
<b>園児の教育及び保育目標 (学年の重点)</b>		<b>乳児</b>	生理的欲求を満たし、情緒の安定を図り生活リズムをつかむ。		<b>3歳児</b>	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する。		<b>保育時間など</b> 1号認定 / 基本保育時間 9:00~14:00 (預かり保育14:00~16:30, 土曜日, 長期休業日 8:30~16:30) 2・3号認定/基本保育時間 標準認定 7:30~18:30 短時間認定 8:30~16:30 延長保育時間 標準認定18:30~19:00 短時間認定16:30~19:00										
		<b>1歳児</b>	行動範囲を広げ探索活動が盛んになり、人やものに関心をもつ。		<b>4歳児</b>	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。												
		<b>2歳児</b>	生活や遊びの中で、様々なことに好奇心や探究心をもって行動する。		<b>5歳児</b>	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。												
<b>■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</b>		<b>■教育及び保育において育みたい資質・能力</b>				<b>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</b>		<b>■小学校との接続</b>		<b>■家庭との連携</b>		<b>■特に配慮すべき事項/発達との連続性と養護</b>						
教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。		教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。				第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。		創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチカリキュラムの改善を図る。また、児童等との交流、教師の意見交換や合同研究の機会を図る。		園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。生活調査票、家庭訪問等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便りによる教育・保育の説明を丁寧に行う。		満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。						
<b>教育及び保育の基本と目標</b>		基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認こ法第9条の目標達成に努める																
<b>■養護 (保育教諭が行う事項)</b>		<b>年齢</b>	<b>乳児</b>		<b>1歳児(満1歳以上)</b>		<b>2歳児</b>		<b>3歳児</b>		<b>4歳児</b>		<b>5歳児</b>		<b>■小学校以上との接続に鑑みて</b> 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。			
		<b>生命の保持</b>	●生理的欲求の充実を図る		●生活リズムの形成を促す		●健康で安全な生活に必要な習慣の習得		●健康で安全な生活に必要な習慣の習得		●健康な生活リズムの確立		●健康で安全な生活への意識の向上					
		<b>情緒の安定</b>	●受容的・応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成		●主体性や自発性を尊重し援助		●自我の育ちへの受容と共感		●主体性や協同性の育成		●自己肯定感の確立と他者の受容を促す		●心身の調和や調整による道徳性の芽ばえを育む					
<b>◎ねらい及び内容並びに配慮事項</b>					(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)													
<b>◎教育及び保育 (園児が環境に関わって経験する事項)</b>  ※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。  ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。		<b>(乳児) 三つの視点</b>	<b>乳児 保育</b>		<b>(満1-2歳児) 5領域</b>	<b>1歳児(満1歳以上) 保育</b>		<b>2歳児 保育</b>		<b>(3-5歳児) 5領域</b>	<b>3歳児 教育・保育</b>		<b>4歳児 教育・保育</b>		<b>5歳児 教育・保育</b>		<b>■幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿</b>	<b>■教育・保育において育みたい資質・能力の3つの柱と5つの力</b>
		<b>健やかに伸び伸びと育つ</b>	●身体機能の発達 ●食事・睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え		<b>健康</b>	●離乳食の完了 ●歩行の安定による行動範囲の拡大		●排泄の自立 ●運動や手指の機能の発達		<b>健康</b>	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立		●健康への関心 ●体全体の協応運動		●健康増進とさらなる挑戦への意欲			
		<b>身近な人と気持ち通じ合う</b>	●身近な大人との信頼関係を築き、愛着心を育む ●体の動きや発声・喃語を育み、応答を通しての言葉の芽生え		<b>人間関係</b>	●自我の発達 ●周囲の人への興味、関心の広がり		●自尊感情や自己主張の表出 ●友達への関わり方の増大		<b>人間関係</b>	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実		●仲間との深いつながり		●社会性の確立と自立心の育成			
		<b>身近なものに関わり感性が育つ</b>	●身近な環境への興味や関心 ●身体の諸感覚認識による表情や表現		<b>環境</b>	●身近な環境への興味や好奇心の拡大		●五感、感性、情動の基礎づくり ●自然事象への積極的な関わり		<b>環境</b>	●身近な環境への積極的な関わり		●社会事象への関心の高まり		●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ			
<b>★健康支援/状態把握・増進・疾病対応</b>		<b>★食育の推進</b>				<b>★環境、衛生・安全管理</b>				<b>★災害への備え</b>				<b>◆子育ての支援</b>		<b>●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</b> 上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたってはよさや可能性を把握するとともに、その評価者の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。		
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●学校医・嘱託医による健康診断(内科健診年2回・歯科健診年2回、3歳以上は眼科・耳鼻科健診を年1回)、尿検査年1回 ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●保健指導計画 ●食育計画 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員) ●学校医との健康相談		●玄関ホールの活用(3色ボード、展示食の通年展示) ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施(早寝早起き朝ごはん) ●行事食の提供(伝統的食文化の継承) ●菜園作りの実施(栽培・収穫・喫食) ●クッキングの実施(3~5歳児) ●給食試食会の実施 ●栄養士による栄養指導(食事のマナー、食べ物や作ってくれる人への感謝、噛むことの大切さ、三角食、三色食品群等) ●地場産物の活用(地産地消)				●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●園児及び職員の清潔保持 ●感染予防マニュアルの作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ等の感染症対応 ●警察署指導安全教室				●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消防署立入検査 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄(非常食等の管理) ※年2回外部業者による消防設備点検				●子育て支援計画 ●子育て講演会 ●子育て支援行事 ●育児サークル ●一時預かり事業				
<b>情報公開等</b>		●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員 ●こども園関係者評価委員会の設置 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障害児保育 ●延長保育等										<b>特色ある教育と保育</b>		●地域・世代間交流 ●自然体験活動 ●幼保小連携の推進 ●絵本、音楽、身体を通した表現活動 ●ALT等による英語活動(異文化に触れる)				
<b>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加</b>		人的物的面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。地域の行事に参加する(社会及び地域貢献)。										<b>研修計画</b>		●幼保連携型認定こども園教育・保育要領対応の園外、園内研修の継続 ●乳幼児教育アドバイザー等外部講師を招いての園内研修 ●園外研修への計画的な参加(各種団体が実施する研修への参加) ●初任者、中堅教諭等資質向上研修				
<b>自己評価等</b>		●こども園の評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と園児の評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 ●たけのこども園関係者評価委員会、参観日等のアンケートの実施										幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆						